

**持続可能で充実した  
文化部活動のための  
ガイドライン**

千葉県教育委員会  
平成31年3月

## 目 次

1	ガイドライン策定の趣旨	1
2	学校教育における位置付けと意義	2
	(1) 文化部活動の位置付け	2
	(2) 文化部活動の意義	3
	(3) 文化部活動の指導・運営に係る体制の構築	3
3	文化部活動の在り方に関する方針	4
	(1) 本方針の扱い	4
	(2) 適切な運営のための体制整備	4
	(3) 効果的な活動の推進	5
	(4) 適切な休養日等の設定	6
	(5) 芸術文化等の活動環境の整備	7
4	学校及び顧問の役割	9
	(1) 活動方針の策定及び活動計画の作成	9
	(2) 運営上の留意事項	9
	(3) 保護者との連携	1 1
	(4) けがや事故の防止	1 1
5	おわりに	1 4

## 1 ガイドライン策定の趣旨

三方を海に囲まれ、豊かな自然や水運の利に恵まれた千葉県では、古来、人や物、情報が活発に交流する中で、県内各地において伝統芸能からメディア芸術まで多様な文化芸術活動が盛んに行われています。そのような中、平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、千葉県においても、平成30年10月に千葉県文化芸術の振興に関する条例が公布、施行されました。

学校における文化部活動は子供たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであり、各分野の人材育成の場として芸術文化等の振興を大きく支えてきました。また、学校教育の一環として行われる中で、一人一人の個性を育み、生徒の心身における成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を担うなど、様々な成果をもたらしてきました。そして、その活動は、相互に理解し尊重し合う場を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することにつながります。

学習指導要領においてもその意義や留意点が明記されており、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として特に部活動をあげ、その教育的意義は部活動の充実のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育的効果が発揮されるよう示されています。

一方で、全国学力・学習状況調査における千葉県の文化部活動を含めた部活動全体の活動時間は、全国の平均と比べて長くなっており、文化部活動を含む部活動の一部には、活動が長時間となっている、休養日を取りづらいついた状況もあります。長時間の活動による過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるところであり、生徒のバランスのとれた生活や成長の観点から、文化部活動の在り方について見直しをする必要があります。

平成30年12月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいて、都道府県は、国のガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するよう示されたことも踏まえ、県教育委員会は、文化部活動に関する「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」を策定することとしました。

文化部活動を持続可能なものにし、生徒にとって望ましい文化部活動の実施環境を整えるという観点から、教育委員会や学校が速やかに改革に取り組み、芸術文化等の活動が、学校内外、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを期待します。

## 2 学校教育における位置付けと意義

### (1) 文化部活動の位置付け

学校における部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、文化部活動<sup>1</sup>は、芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとされている。また、教育課程と関連付けることで、生徒の多様な学びや経験の場、自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実にもつながるものである。

学習指導要領では、次のように示されている。

#### ●中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

##### 第1章総則

##### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

#### ●高等学校学習指導要領（平成30年3月）【抜粋】

##### 第1章総則

##### 第6 款学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

<sup>1</sup> いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

## (2) 文化部活動の意義

- 芸術文化活動等の楽しさや喜びを味わい、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する。
- 芸術教科、理科、社会等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、文化部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 活動を通して、自己肯定感や達成感、満足感を得ることができる。
- 学級や学年等を越えた交流の中で、生徒同士や生徒と教員等の好ましい人間関係の構築を図ることができる。
- 指導者は部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等を深めることができる。

このように、文化部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。

## (3) 文化部活動の指導・運営に係る体制の構築

学校全体として、文化部活動の指導・運営に係る体制を構築するに当たって、全職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。

- 職員会議等において、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や指導者、また、顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達の段階に応じて、能力や適性を見極め、その都度、健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに、外部指導者や部活動指導員の積極的な活用等を通じて、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

また、留意点としては、以下の点があげられる。

- 生徒の自主性・自発性を尊重した活動となるようにすること
- 大会やコンクール、コンテスト、発表会など（以下「大会等」という。）で好成績をあげることのみを重視し、過重な練習や活動を強いることがないようにすること

- 健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導をすること

### 3 文化活動の在り方に関する方針

#### (1) 本方針の扱い

本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）段階を主な対象とする。

本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）段階の文化活動についても原則として適用する。その際、中学校教育の基礎の上に、各学校の教育目標や教育課程における特色等に応じた多様な教育が行われている点に留意する。

また、小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）段階についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。

#### (2) 適切な運営のための体制整備

##### ア 方針の策定

市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、文化庁から出された「文化活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本ガイドラインを参考に、「設置する学校に係る文化活動の方針」を策定する。

校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化活動の方針」に則り、「学校の文化活動に係る活動方針」を策定する。また、文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。校長は、「学校の文化活動に係る活動方針」及び各文化活動の活動計画等を公表する。「学校の文化活動に係る活動方針」については、毎年度見直しをする。

なお、これらの方針については、「運動部活動のガイドライン」に基づく方針と合わせて、学校部活動全体に係るものとして作成することも可能である。

## イ 指導体制の構築

学校の設置者は、各学校の実態に応じて、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置できるよう努めるものとする。部活動指導員の配置に当たっては、指導する分野に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者を基本とする。また、生徒の発達の段階に応じた指導や安全面での指導等、部活動指導員の職務能力の向上に関する事、守秘義務、体罰を絶対にしないこと等、サービスの遵守に関する事などの研修を実施するものとする。

校長は、文化部顧問の決定に当たり、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、教員の他の分掌や経験等を考慮して行う。また、教員や生徒の数、施設面等を鑑みて、文化部の数が適正であるか検討する。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行うことができるようにするとともに、各種通知を踏まえ、教員の勤務時間管理等を行いながら教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

### <資料>各種通知

- 1 「学校における働き方改革に関する緊急対策」  
平成29年12月26日 文部科学大臣決定
- 2 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」  
平成30年2月9日付け 29文科初第1437号
- 3 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」  
平成29年3月14日付け 28ス庁第704号
- 4 「学校における働き方改革推進プランの策定について」  
平成30年9月11日付け 教職第494号 千葉県教育委員会教育長

## (3) 効果的な活動の推進

### ア 適切な指導

校長及び文化部顧問は、学校の設置者の策定した「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、

休養を適切に取ることが必要であることや、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

また、生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身に付けることが重要である。

#### イ 体罰の根絶等

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。文化部顧問は、大会等における成果至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮する。

### (4) 適切な休養日等の設定

#### ア 適切な活動時間等

文化部活動は、様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日を取りづらくなったりする場合もある。

国及び県の「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。

そこで、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の

活動、食事、休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活を送ることは運動部活動同様必要であることから、以下の基準を定める。

●適切な活動時間

長くとも、平日の活動時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とする。

例外的にこれを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないようにするとともに、例外的な運用が常態化しないよう留意する。

●休養日の設定

学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養を取ることができることに加え、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度まとまった休養期間を設ける。

イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫

上記の基準は、あくまでも活動時間の上限の目安であり、活動時間の短縮や休養日を増やすことについて、学校や部独自に工夫していくことが望ましい。休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられる。

(5) 芸術文化等の活動環境の整備

ア 生徒のニーズを踏まえた環境

自らの目標を達成する活動として大会等に積極的に関わり挑戦する者、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている者、中には、部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む者など、生徒や保護者の文化部活動に関するニーズは多様である。このような中、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動など、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動も考えられる。

学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野

の部活動を設けることができない場合には、部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒による合同部活動等の取組も考えていく必要がある。

また、持続可能な活動を確保するため、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築も、地域の実情に応じて検討する必要がある。

#### イ 地域との連携

学校の設置者は、家庭の経済状況にかかわらず生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、

- ・ 地域の人々の協力
- ・ 体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用
- ・ 芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携

等により、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境の整備を進める。また、各校が芸術文化等に関する専門的な指導を受けられるよう、部活動指導員のみならず、専門的な指導力を備えた地域の外部指導者の活用も進める。

これらの取組を進めることで、学校と地域・保護者が協力して、生徒の健全な成長のための教育や芸術文化等に親しむ機会の充実を支援するといった体制が構築されるよう努める。

#### ウ 参加する大会等の見直し

校長は、文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等開催されるこれらの大会等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等や地域の行事・催し等を精査する。

また、地域の行事・催し物等に協力するにあたっては、特定の部活動に負担が集中することがないように、学校全体として参加・協力の在り方を検討する。

## 4 学校及び顧問の役割

### (1) 活動方針の策定及び活動計画の作成

#### ア 活動方針の策定

活動方針の策定に当たっては、学校の教育目標を踏まえた上で、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じバランスのとれた心身の成長を促すことに十分留意することが必要である。

#### イ 活動計画の作成

顧問による活動計画の作成に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであるとはいえ、学校教育の一環として行われるものなので、学校の教育目標や指導方針に沿って行うことが必要である。

また、生徒には、技能等の向上を目指したい、友達と楽しみながら大会等に臨みたい、趣味としてとらえたい等、様々な目的や目標がある。一方で、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する生徒もいる。こういった状況に鑑み、指導者としての一方的な方針により部活動を運営するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒のニーズ・意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、それに沿った活動計画を作成することが必要である。その際、長期的な期間や各学年等での練習内容とねらい、必要経費等を明確にし、入部の時や保護者会などの場を活用して生徒や保護者に説明し理解を得ることが重要である。加えて、年間を見通した活動日や参加予定大会日程等を明記することと併せ、月毎に、活動日又は休養日がわかる計画及びその実績を作成し、校長に提出することとする。校長はこれらの活動計画等を公表する。

なお、大会等の結果や日々の活動を通して生徒等の意見を把握する中で、適宜、目標や計画を見直していくことも大切である。

### (2) 運営上の留意事項

#### ア 指導上の配慮

顧問は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が必要である。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導や改善点の指導等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。指導者の感情により指導内容や方

法が左右されないように注意が必要である。また、活動目標によっては、生徒に大きな肉体的負荷を課したり精神的負荷を与えたりする条件のもとでの活動が想定されるが、生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握することが重要である。部長・リーダー等、一人の生徒に過剰な負担がかからないようにすることも必要である。

#### イ いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっている。指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配り等により、生徒同士によるトラブル等の発生の防止を含めた適切な集団づくりが求められる。また、部全体で一斉に行う活動のほか、個人練習や少人数単位での活動など文化部活動特有の活動形態があることから、集団の雰囲気や人間関係を把握するよう努める。特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握することが必要である。

#### ウ 会計の取扱い

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長の許可を得るとともに、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても、学校としてルールを設け、適切に対応することにより、説明責任を果たせるようにする。

#### エ 知的財産権等への配慮

音楽や芸術に関する知的財産権や肖像権などについては、必要に応じて関係する教科の学習において触れることとされているが、文化部活動においても、こうした知的財産権や肖像権などについて配慮した指導を行うことが大切である。

### (3) 保護者等との連携

#### ア 保護者の理解

部活動の指導対象は生徒であるが、保護者の理解・協力は欠かせない。生徒の考えが様々であるように、保護者にも様々な考えがあり、また、生徒とその保護者の考えが必ずしも同一とは限らない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、生徒のバランスの取れた生活のためには、適切な活動時間や休養日を設定することが必要であることなどを伝えたり、保護者や地域の意見を聞いたりする場を設けるなどし、保護者や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、保護者や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。

#### イ 保護者への協力依頼

大会の応援や引退時の行事などにおいて、保護者の協力を求めることも考えられるが、仕事や家庭の理由などにより都合の付かない保護者も存在することから、過度な協力要請にならないよう十分な配慮が必要である。

##### 保護者との連携を深める方策

- 年間計画や練習計画の案内
- 活動状況の報告（大会の結果等）
- 物品の購入等、必要経費の説明（大会参加費等を含む）
- 保護者会等の開催
- 負傷や疾病時の対応方法の説明

### (4) けがや事故の防止

#### ア 発達の段階に応じた指導

運動部活動だけでなく文化部活動においても、けがや事故が起きる可能性がある。けがや事故を防ぐためには、顧問が指導技術を高めることはもちろんだが、各生徒の発達の段階や体力、技能の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない活動となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認が必要となってくる。また、大会等での好成績等を目標の一つにするなど、心身に負担のかかる活動も行われることがある。その際、体調等が優れない場合は、顧問に申告できる雰囲気づくりが必要になってくる。

また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化し、夏季の部活動における熱中症事故防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、関連の通知内容等を踏まえた適切な対応が必要である。

<資料>「熱中症事故の防止について」（抜粋）

平成30年7月18日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理に徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当てを実施すること。
- 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度その他の条件により発生していることに留意すること。

#### イ ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにすることが望ましい。事故防止のために文化部活動の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより、徹底を図ることが必要である。また、必要に応じて、掲示物を作成して示したり、保護者等に対しても協力を依頼したりすることも考えられる。

学校外で活動をしたり、大会等で学校外の場所へ移動したりする際の安全指導は、あらかじめ部員全員に徹底する。学校外で活動する際、顧問もしくは代わりに責任をもてる者がつき、生徒だけで活動することがないようにする。また、活動場所の安全点検や時間帯・人数・活動量等に配慮する。

公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導しておくことが望ましい。

## ウ 施設・設備の点検

施設や設備の定期的な安全点検は法律で義務付けられているが、日常的な安全の確認や点検こそ望まれる。部として施設や用具を大切にすることを高め、小さな不備も見落とさない視点を養成することが大切である。顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す。万一、施設・器具に不備や顧問の指導に瑕疵があってけがや事故が起きた場合の責任は、大変大きいものがある。事故の状況によっても、その責任の重さや内容は変わってくるが、民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任、そして賠償責任が問われる場合もあることをあらかじめ知っておくことが望ましい。

## エ 校内体制の整備

けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者へ連絡、記録の保存等、校内体制の整備と職員間の共通理解を図る。生命に関わる点でもあるので、年度当初の早い時期に確認をするとともに、定期的にマニュアル等の見直しをすることも大切である。特に、A E D を含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることが重要である。

通常、文化部活動は顧問が直接指導に当たるが、他の校務などで、活動場所に顧問が付くことができない場合もある。こうした場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全職員で共通理解を図りながら、他の職員との連携のもと、練習内容を工夫するなどして適切な指導を行うことが必要である。

### 顧問が不在時の留意点

- 日頃から安全指導や安全管理の徹底を図るとともに、直前にも確認を行い、安全に関する明確な指示をする。
- 複数の顧問間による連携や他の部活動顧問への監督依頼など、顧問間の支援体制を整える。
- 練習内容を安全性の高いものに変更したり、活動量を思い切って軽減したりするなど、練習内容を工夫する。
- 手立てのとれない場合は原則として活動を休止する。

## 5 おわりに

中学生や高校生の時期は、生徒自身の興味関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など生徒による自主的・自発的な活用が多様化していく段階にあります。学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることなどが期待されます。

本ガイドラインは、生徒の立場に立ち、芸術文化等の活動に積極的に取り組みながら学校外の生活においても多様な経験をすることができるよう、また、成長期にある生徒の心身の健全な成長とバランスのとれた生活を送ることができるよう、さらには、文化部活動でバーンアウトすることなく生涯にわたって豊かな芸術文化等の活動ができるよう、文化部活動の望ましい在り方について必要なことを定めたものです。

本ガイドラインをもとに、教育委員会や関係機関、学校、生徒や保護者、また、関係団体や地域等が知恵を出し合い、文化部活動に対する意識を変えながら、持続可能な部活動の体制を構築していく必要があります。長期的には、これまでの学校単位の部活動に代わりうる、地域単位の部活動も視野に入れた体制づくりが考えられます。このような中、各学校においては、各学校の実態に応じて、効率的で効果的な部活動指導が行われるよう工夫を凝らし、指導者の資質向上も図りながら、生徒にとって適切な文化部活動の運営になるよう努めてほしいと思います。

### 参考・引用文献

- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
平成30年12月 文化庁
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」  
平成30年3月 スポーツ庁
- 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」  
平成30年6月改訂 千葉県教育委員会
- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」  
平成27年7月 文部科学省

# 部活動の活動方針

千葉県立

学校

校長名

教育目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育目標</li><li>・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等</li></ul>
部活動の基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・県のガイドラインを受けて各学校で作成する「学校の文化部活動に係る活動方針」</li><li>・記載例としては、次のようなものが考えられる。<ul style="list-style-type: none"><li>①適切な指導<ul style="list-style-type: none"><li>効果的な練習や合理的な指導方法、自主性・自発性を尊重した指導、体罰・ハラスメントの根絶等</li></ul></li><li>②適切な活動時間<ul style="list-style-type: none"><li>効率的な指導を行うための活動時間、試験前など学業への配慮、休養日の設定等</li></ul></li><li>③事故防止<ul style="list-style-type: none"><li>日々の安全指導、施設・設備の点検、生徒の健康管理や熱中症等の防止、校外での活動時における安全等</li></ul></li><li>④その他<ul style="list-style-type: none"><li>保護者との連携、他校との合同での活動、地域貢献活動等</li></ul></li></ul></li></ul>

※以下、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」（千葉県）に準ずる。

# 各部の活動方針

部

顧問名

目 標	部としての年間目標
方 針	部としての基本方針
年間計画	参加予定の大会等の名称や日時、場所等

# 月の活動計画

部

日	曜	時 間	予 定	備 考
1		: ~ :	※活動の内容や参加予定の大会名等	※学校外の場合は会場
2		: ~ :		
3		: ~ :		
4		: ~ :		
5		: ~ :		
6		: ~ :		
~~~~~				
27		: ~ :		
28		: ~ :		
29		: ~ :		
30		: ~ :		
31		: ~ :		

平成 年 月 日

顧問名 \_\_\_\_\_ 印

校 長

# 月の活動実績

部

日	曜	時間	実績	備考
1		(例) 2h ※休養日は「0」 ※時間は生徒の 活動時間とする。	(例) ※活動内容、参加した大会名や結果等	
2				
3				
4				
5				
6				
~~~~~				
27				
28				
29				
30				
31				

平成 年 月 日

顧問名 印

校長

## 文化部活動チェックファイブ

### 1 適切な活動計画等を作成しているか

- 部活動の活動方針の作成
- 月間の活動計画（大会等の予定や休養日設定を含む）の作成
- 活動計画等の生徒への周知と理解
- 活動環境や気象状況等を考慮した活動内容への配慮
- 管理職への活動実績（大会等の結果や休養日を含む）の報告

### 2 生徒の健康状態等を把握しているか

- 当日の健康状態の把握
- 負傷・疾病、障害等の状況の把握
- 性格，意欲等の把握

### 3 練習場所や用具・器具の安全点検と安全指導を行っているか

- 施設や用具・器具の安全点検
- 活動に伴う事故防止・安全指導
- 校外へ移動する場合の安全指導

### 4 緊急時の連絡体制は確立されているか

- 緊急時対応マニュアルの作成
- 関係機関との連携と協力体制の確立
- 緊急時の連絡方法・手段の確立

### 5 保護者との連携はとれているか

- 活動方針の理解
- 活動計画（活動内容）の周知
- 大会等や校外での活動時の日時・場所等の周知